

I 本校の教育

1 本校設立の経緯

1965 年（昭和 40 年）4 月、札幌養護学校を仮校舎として「北海道白樺養護学校」が開校され、新 1 年生 45 名（職業科）が入学しました。同年 12 月に札幌郡広島町字輪厚（現北広島市輪厚）の現在地に校舎新築第 1 期工事が完了し移転、1967 年（昭和 42 年）11 月に第 3 期工事が完了し落成しました。

1981 年（昭和 56 年）には学校名を「北海道白樺高等養護学校」と改称、1990 年（平成 2 年）4 月から学科制（5 学科）が導入され、同年 11 月には改築校舎が落成しました。

1991 年（平成 3 年）に、後期中等教育の保障を願う保護者の要望から、比較的障がいの重い生徒を対象としたモデル高等部が 2 学科（生活園芸科・生活窯業科）設置され 7 学科となりました。モデル事業は 5 年間で終了しましたが、高等部を希望する生徒の増加に対応するため、応急措置としての 7 学科体制がしばらく続きましたが、2017 年度（平成 29 年）入学生からは、比較的障がいの軽い・重いという表現がなくなり、学科名が変わりました。2019 年度入学生から園芸科が募集停止となり、6 学科体制となりました。

2 本校教育の概要

(1) 教育目標

本校設立の趣旨は、中学校（特別支援学級）や養護学校中学部を卒業した生徒のうち、職業自立の難しい生徒に、さらに 3 年間の教育を継続して社会自立を図ることにありました。開校以来 50 余年、本校で学んだ多くの生徒が民間企業に就職し、働きながら地域生活を送りたいという生徒の一定の願いに応えることができました。この間、単置高等部の増設、義務制養護学校にも高等部を併設し、障がいの重い生徒の後期中等教育保障と量的な拡大が図られてきました。

1959 年（昭和 34 年）に北欧で提起されたノーマライゼーションの理念と思想は、国際障がい者年（1981 年）で、障がい者の「完全参加と平等」の実現として提唱され、「国連・障がい者の十年」（1983～1992 年）「アジア・太平洋障がい者の十年」（1993～2002 年）として具体的に組み込まれていきました。

我が国においても、1982 年（昭和 57 年）に「障がい者対策に関する長期計画」が、さらに 1993 年度から 10 年間で想定した新たな「障がい者対策に関する新長期計画」が策定されました。また、北海道においても、1993 年に「障がい者に関する新北海道行動計画」が策定され、障がい者の主体性や自立性の確立、全ての人の参加による平等で住みよい社会の実現＝ノーマライゼーション社会の実現を目指して推進されることになりました。

ノーマライゼーションの基本理念は、障がいのある人もない人も同じ地域で当たり前に行きわたる社会の実現であり、そのためには、障がい者の自己決定と本人参加、参加を阻むバリアの除去、地域生活を営むための適切な援助が条件とされなければなりません。すなわち、障がい者を施設等に隔離するのではなく、地域で、同じ時代の、同じ地域に生きる障がいのない人が享受している生活と同じ生活が営めるという QOL (Quality of Life) が重視されるようになってきました。

我が国では、これまで、障がい児への教育は、社会自立（職業的・身辺的自立）を目標として行われてきましたが、ノーマライゼーション理念の広まりは、これまでの「自立」の概念を変え、職業的・身辺的自立ができなくても「必要な支援を受けながら、自分がどういう生き方をするか、自ら選択し決定すること」が自立であるという考え方が定着してきました。

このような流れを受けて本校では、生徒一人一人が社会の構成員として豊かな社会生活を送ることができるよう、生徒がその持てる能力を発揮させ、豊かな心と健康な体、基礎的な知識技能の獲得、労働の喜びを学ぶことができるようにするため、1998 年（平成 10 年）4 月から、教育目標を次のように定めました。

自己の能力を伸ばし 心豊かに たくましく生きる人を育てる

(2) 具体目標と付けたい力

ア 自分でやりとげる力を育てる

- ・自己のよさに気付き、意欲的に行動できる力・・・・・・・・自己肯定と学ぶ力
- ・目標に向かい主体的・自律的に生活する力・・・・・・・・思考・判断・行動する力

イ 豊かな感性と心を培い、それを表現する力を育てる

- ・自己の感情を安定させ、自己をコントロールする力・・・・自己理解と調整する力
- ・感動を共有し、感情や思いを理解し、表現する力・・・・理解・表現・共有する力

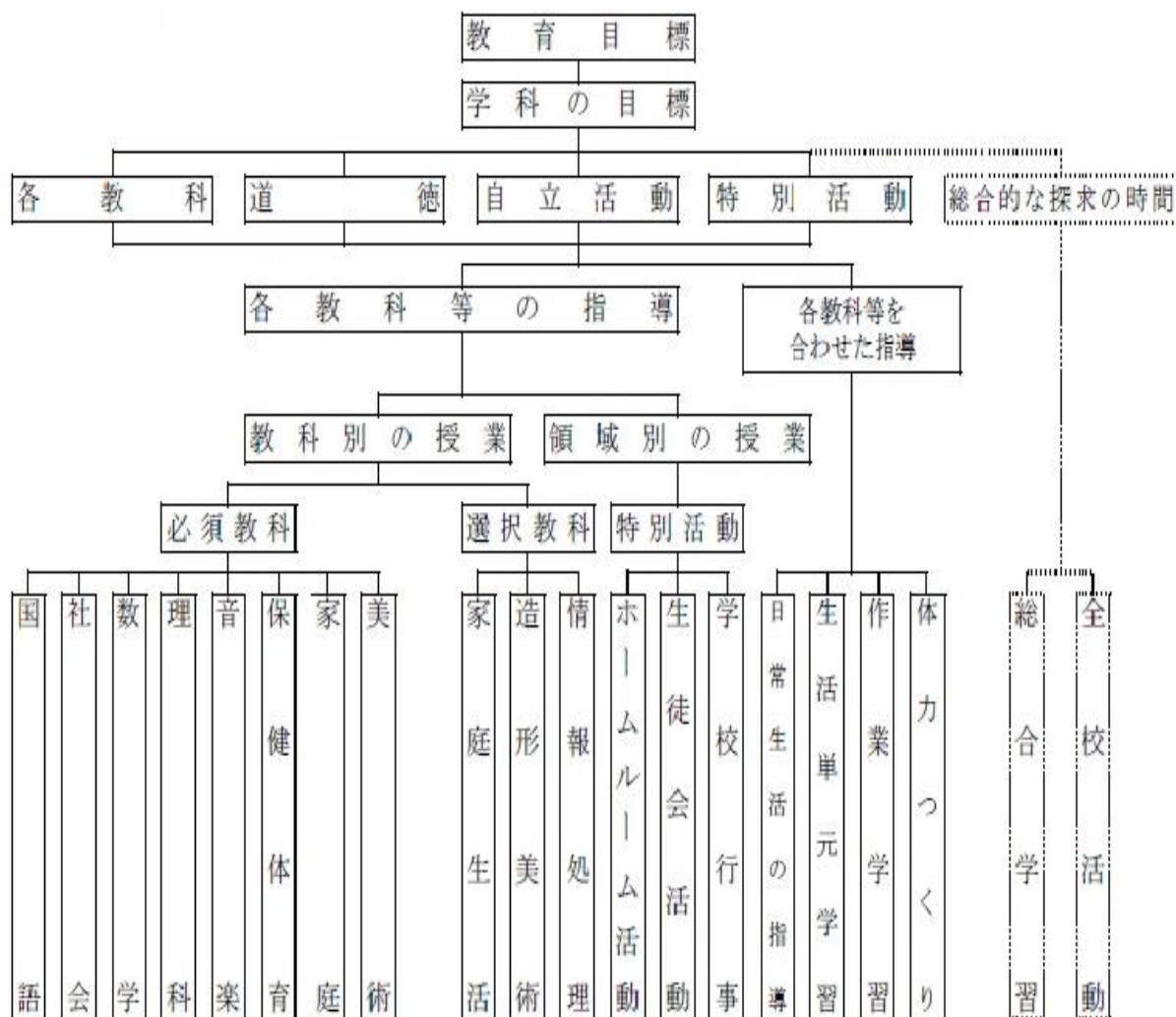
ウ 健康で安全な生活ができる力を育てる

- ・体を育て、運動に親しむ力・・・・・・・・健康な体をつくる力
- ・健康や安全に気を付けて生活する力・・・・・・・・健康管理・安全管理できる力

エ 働く喜びを知り、意欲的に働く力を育てる

- ・仲間と協力し、助け合って生活する力・・・・・・・・集団参加・協力・協調する力
- ・労働を尊び、仕事に喜びを感じ取り組む力・・・・働く喜び・働く力

(3) 教育課程の構造



※「総合的な探究の時間」は、3学年は「総合的な学習の時間」とする

※「国語」「数学」「社会」「理科」「美術」「家庭」は 1学年と2学年

※「家庭生活」「造形美術」「情報処理」の3教科は3学年の学校設定教科

(4) 作業学習

本校の作業学習のねらいは、働く喜びを知り、意欲的に働くことで、より豊かな社会生活を送ることができるように、職業生活に必要な知識・理解、技能、態度・習慣を培うことである。

従って、作業内容と構成は、実社会や職業生活により近付けたものとして位置付けられており、教育課程編成上中心的役割をなし、指導時間も他の領域より多く当てられている。

作業学習として、紙工、コンクリート、クリーニング、木工、縫工、窯業の6作業を行っている。

(5) 体力づくり

基礎体力の維持・向上は卒業後の生活には、どの生徒にも欠かせない必須条件である。特に青年期においては、持久力や筋力が著しく向上する。そこで、この時期に体力の向上、健康の保持・増進を目標に、適切なトレーニングを行うことが重要な教育活動の一つになっている。夏季は、マラソン、コーディネーション・トレーニング、冬季及び雨天時は屋内でエアロビクス、筋力トレーニング、ストレッチングを通して、身体機能の調和的発達を促し、体力を高めるとともに、将来にわたって力強く生きぬく健康な体をつくり、様々なストレスや困難に対応していく強い心を育てることをねらいとしている。

(6) 教科別の授業

1、2学年においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭の各教科と宿泊学習、職場実習等の行事と合わせた「総合的な探求の時間」（3学年は総合的な学習の時間）と生活単元学習が年間計画に基づいて行われている。国語、数学では、課題別編成を行い、個別指導の徹底を図っている。

3学年においては、音楽、保健体育、選択教科（家庭生活、造形美術、情報処理）の他は、全て総合的な探求の時間と生活単元学習として、修学旅行、現場実習、卒業のための学習と実生活に関連の深い内容を取り上げて指導に当たっている。

(7) 日常生活の指導

将来の社会生活を考え、生徒会やホームルーム活動の場を中心に、生徒の自己決定能力を高めるため、自主性や判断力の育成に努めている。さらに、自立的な生活習慣（身辺処理能力、礼儀作法・マナー等）を身に付け、集団生活へ積極的に参加できる態度・習慣を育成する。そのために、学校、寄宿舎、家庭との連携の下で指導に当たっている。

(8) 寄宿舎の教育

ア 寄宿舎教育のねらい

集団生活の中で個々の障がいや発達段階に応じて、適切な指導・支援を行うことにより、基本的な生活習慣を身に付け、自分の生活を作り上げる意欲や社会参加する力を育てる。また、多様な集団生活を通して、人との関わりを学び、青年期の幅広い人格形成を目指す。

イ 目標

- (ア) 基本的な生活習慣を身に付け、場面に応じて活用できるようにする。
- (イ) 人と関わる力や対人関係の拡大を図るとともに、集団生活のルールを身に付け、社会参加する力を養う。
- (ウ) 卒業後の生活を見据え、安定した生活を送れるよう自律の力を養う。
- (エ) スポーツ、文化活動を通して日常生活を楽しむ力を育てる。

ウ 運営方針

- (ア) 一人一人の舎生の生活実態、発達段階を理解し、個々に応じた指導をする。
- (イ) 自治活動を通して、役割を果たし、自主的に取り組む意欲を育てる。
- (ウ) 自由時間を活用し、様々なスポーツ、文化活動に触れる機会を持つようにする。
- (エ) 青年期の特性を踏まえた対応と指導に努める。
- (オ) 避難訓練や交通安全、遊戯中の事故防止など安全指導に努める。
- (カ) 家庭や学校と綿密な連絡を取り、適切な指導を行う。
- (キ) 地域資源を活用し、生活経験の拡大を図る。
- (ク) 言語活動の充実を図り、自己表現力を高める指導に努める。
- (ケ) 自己理解を深め、自律性を高める指導に努める。

Ⅱ 本校における進路指導

本校における進路指導は、「自己の能力を伸ばし 心豊かに たくましく 生きる人を育てる」という、教育目標を実現するために、教育活動全体の中において展開しています。

1 進路指導の目標

一人一人の能力・適性に応じた進路指導を進め、卒業後の社会生活、社会参加が円滑にできるよう支援に努める。

2 進路指導の方針

- (1) 保護者・担任・寄宿舎との連携を深め、生徒の希望や実態を共通理解し、将来の進路を見通した指導・支援を進める。特に1学年から、進路相談や保護者懇談会等を通じ、本人・保護者・担任との共通理解に努める。
- (2) 進路選択のための情報提供や研修の場を通し、共通理解の下で適切な進路指導を進める。
- (3) 入学時から、個人を取り巻く支援機関（行政機関、労働関係機関、福祉関係機関）と密接な連携を図りながら適切な進路指導を進める。
- (4) 卒業生と父母の会や同窓会、社会生活を充実させるために相談・支援に当たる。

3 進路指導の学年別目標と内容

(1) 学年別目標 【2023 年度各学年経営計画から抜粋】

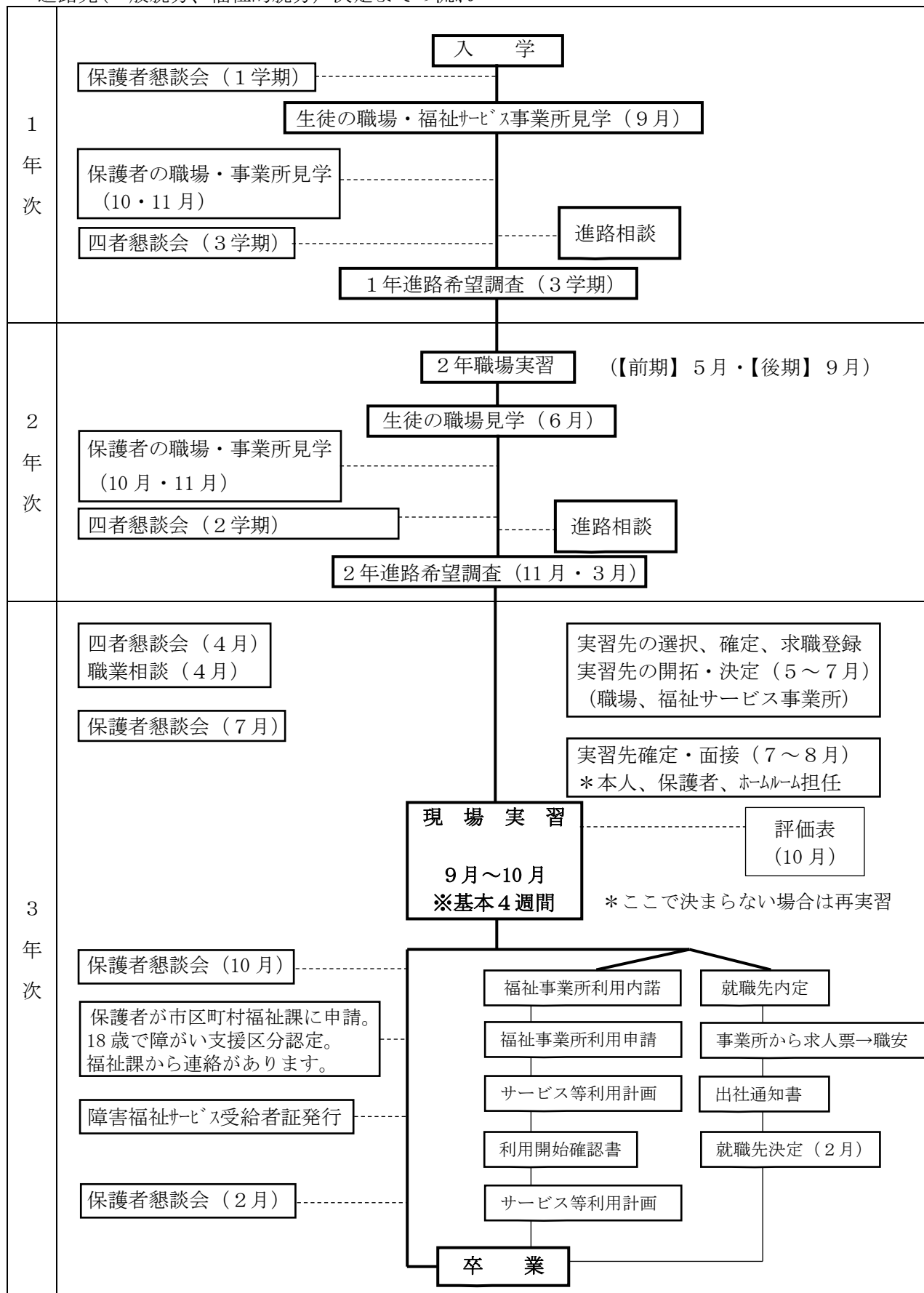
- 1 学年 ・ 日常の学習活動の中で、働くことの大切さを知り、進路に対する関心を深め、目的意識を持って学校生活を送ることができるように指導する。
・ 自己の進路を意識し、自分の特性を知ることによって自己理解を深められるように指導する。
- 2 学年 ・ 生徒一人一人の希望が将来に結び付くよう、日常の学校生活や授業、職場見学、職場実習の体験を通して適性を考え、新たな目標や課題を見付け（自己理解）、進路実現に向けて自ら行動できる力を育てる。
- 3 学年 ・ 本人、保護者、担任、進路指導部、寄宿舎と連携しながら、卒業後の進路を見据えて学習に取り組めるように指導をする。また、自己の適性や課題に関する認識を深め、自己選択と自己決定ができる力を身に付けられるよう、学習活動全般を通して指導をする。

(2) 指導内容

- 1 学年 ・ 自分の長所・短所、友だちの長所・短所（自己理解・他者理解）
・ 社会にはいろいろな人がいること（障がいの理解）
・ 働くことの意義
・ 身近な仕事（卒業生が就いた仕事）
・ 自分の仕事（家での手伝い・寄宿舎での役割）
・ 進路相談
- 2 学年 ・ 自己の適性や課題（自己理解）
・ 職業の種類と内容
・ 職場実習
・ 進路相談
・ 進路選択
- 3 学年 ・ 進路相談（進路の希望と決定、実習の心構え）
・ 現場実習（自己の適性と課題、進路先の決定）
・ 卒業後の生活（身だしなみ、ルール、マナー、健康、賃金、余暇の利用、結婚）

4 進路指導の流れ

進路先(一般就労、福祉的就労)決定までの流れ



5 進路指導の方法と内容

< 1 学年 >

(1) 保護者懇談会

ア 目的

保護者が進路について関心を高められるよう社会参加に必要な力や卒業生の現状についての情報提供を行う。

イ 内容

時期	内 容	資 料
5 月	本校における進路指導について 進路決定の流れ、卒業後の進路について	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引
10 月	卒業生の進路状況 卒業生の実態と課題 3 年生の開拓状況・実習の評価と課題	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引
3 月	< 四者懇談会 > 第 1 回進路希望調査について 2 年前期職場実習について 今後の進路の流れについて	保護者懇談資料 進路指導・卒後支援の手引 進路希望調査用紙

ウ 四者懇談会（※四者とは本人、保護者、担任、進路指導部のこと）

(ア) 目的

本人、保護者の進路についての考えを理解するとともに、本人が進路に対しての関心を高められるよう必要な情報提供を行う。

(イ) 必要書類

第一回進路希望調査（記録用紙を兼ねる）

(2) 進路相談

生徒と学年進路担当で 1 年間の成果と課題や進路希望を確認します。また、日常生活で抱えている不安や悩みについて相談を受けたり、必要に応じて進路に関する情報提供を行います。

(3) 進路希望調査（第 1 回）

ア 目的

本人・保護者の進路についての考えを理解し、今後の進路の方向性を考える資料とする。

イ 方法

3 学期の保護者懇談会で説明し、希望調査用紙を配付した後、3 学期末に用紙を回収します。回収後、進路希望一覧表を作成し、年度初めの学年部会で共通理解を図ります。

(4) 職場・福祉サービス事業所見学

ア 目的

(ア) 職場や福祉サービス事業所、生活の場等を見学し、生徒の進路に対する意識付けを図り、進路選択に必要な情報を提供する。

(イ) 生徒が見学を通して働くことの大変さを知り、自分の課題について考えるとともに、公共交通機関の利用の仕方やマナーを知ったり、金銭の扱いに慣れる機会とする。

イ 時期

2 学期（9 月）

ウ 対象

1 学年全生徒

エ 見学先

2 学年の実習先や卒業生が働いている職場、福祉サービス事業所。

(5) 保護者職場見学

ア 目的

保護者に職場を見学する機会を提供するとともに、保護者が卒業後の進路について関心を深められるように必要に応じて情報提供を行う。

- イ 時期
2 学期 (10 月)
- ウ 対象
1・2 学年の保護者
- エ 見学先
原則として、卒業生が就労している企業。

(6) 保護者福祉サービス事業所見学

- ア 目的
保護者に福祉サービス事業所等を見学する機会を提供するとともに、生徒の進路選択に役立てられるよう必要に応じて情報提供を行う。
- イ 時期
2 学期 (11 月)
- ウ 対象
1・2 学年の保護者
- エ 見学先
原則として卒業生が利用している福祉サービス事業所。

< 2 学年 >

(1) 保護者懇談会

- ア 目的
保護者が進路についての関心を深められるよう社会生活に必要な力や卒業生の現状などの情報提供を行う。
- イ 内容

時期	内 容	資 料
5 月	本校における進路指導について 後期職場実習について	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引
10 月	〈四者懇談会〉 第 2 回進路希望調査について 職場実習の成果と課題について	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引 進路希望調査用紙
3 月	第 3 回進路希望調査について 卒業生の進路状況について 今後の進路の流れについて	保護者懇談資料 進路指導・卒後支援の手引 進路希望調査用紙

ウ 四者懇談会

- (ア) 目的
本人、保護者、担任、進路担当で職場実習の評価や今後の課題、進路希望の確認を行うとともに、必要に応じて進路に関わる情報提供を行う。
- (イ) 必要書類
第 1 回進路希望調査

(2) 進路相談

生徒と学年進路担当で 1 年間の成果と課題や進路希望を確認します。また、日常生活で抱えている不安や悩みについて相談を受けたり、必要に応じて進路に関する情報提供を行います。

(3) 進路希望調査 (第 2 回・第 3 回)

- ア 目的
本人・保護者の進路についての考えを理解し、今後の進路を方向付ける資料とする。

イ 方法

11 月末に 2 回目の進路希望調査を行い、学年部会や進路委員会で共通理解を図ります。3 学期の保護者懇談会では、担任と保護者がより適切な進路の方向性を確認し、3 回目の進路希望調査を行います。その結果を基に進路希望一覧表を作成し、年度初めの学年部会や進路委員会で共通理解を図ります。

(4) 生徒職場見学

ア 目的

- (ア) 職場で働く先輩の様子や仕事内容、職場の雰囲気を見学して、実習に向けての自覚を高める。
- (イ) 職場を見学することにより、職業選択の資料とし、就労の意識を高める。
- (ウ) 見学を通して自らの課題を明確にし、新たな目標を考える機会とする。

イ 時期

1 学期（6 月）

ウ 対象

2 学年全生徒

エ 見学先

原則として、卒業生が就労している企業。

(5) 保護者職場見学

※ 1 学年と同様の内容で行います。

(6) 保護者福祉サービス事業所見学

※ 1 学年と同様の内容で行います。

(7) 職場実習

ア 目的

- (ア) 学習の成果を確かめるとともに、新たな目標や課題を見つけ、さらに成長するための機会とする。
- (イ) 一定の労働量を体験する中で、職場のルールや仕事に対する責任感、職場の人々との関わり方等を学ぶ機会とする。
- (ウ) 進路選択に際して、自己の適性を考える機会とする。（後期のみ）

イ 期間

【前期】 5 月下旬の月曜日から金曜日までとします。（5 日間）

【後期】 9 月上旬の月曜日から次の週の金曜日までとします。（10 日間）

ウ 形態

【前期】 全員引率実習

【後期】 引率実習・グループ実習・個人実習の 3 形態とし、生徒の指導課題等に応じて実習形態を決定します。個人実習以外は、2～5 人ぐらいの集団で実習します。

エ 勤務時間と仕事の内容

- (ア) 始業時刻は実習先に合わせるが、作業終了時刻は 16 時を目安とします。ただし金曜日は帰省日のため 15 時を目安とします。後期の実習最終日は早めに作業を終了し、職場の担当者との反省会を持ちます。（実習形態によって方法は異なります。）
- (イ) 仕事内容は会社に一任します。

オ 実習中の指導体制

- (ア) 引率実習の場合・・・・・・ 期間中、職場に職員が同行し、指導・観察します。
- (イ) グループ実習の場合・・・・・・ 実習の初日に職員が同行し指導するとともに、期間中は生徒の様子を把握するために巡回指導します。最終日は職員が反省会に同席するため巡回指導を行います。
- (ウ) 個人実習の場合・・・・・・ 期間中は生徒の様子を把握するために巡回指導します。最終日は職員が反省会に同席するため巡回指導を行います。また、企業から要望があった際は、ジョブコーチとして同行し、指導することもあります。

カ 実習中の事故・業務災害

実習中の事故・業務災害については、原則的には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済の給付対象となります（通勤途中の事故も含む）。また、第三者の身体や財物に損害を与えた場合については、インターンシップ（賠償責任保険制度）に加入し、賠償責任を負った場合に備えます。

キ 報酬

労働に対する報酬は受け取りません。

ク 実習先の決定

【前期】 1 学年 3 月上旬から実習先を開拓します。実習先は学校近隣の事業所とし、学年部会、進路委員会を経て、職員会議で決定します。（進路希望を考慮するが本人、保護者の希望は取りません。）

【後期】 6 月上旬に各ホームルーム担任と進路担当で実習形態を協議し、6 月中旬から実習先を開拓します。実習生は、能力・適性・課題・（※1）居住地・実習形態を考慮して学年部会、進路委員会を経て、職員会議で決定します。（進路希望及び前期と別の業種の実習先となるように考慮するが本人、保護者の希望は取りません。）

※ 卒業後、地元での就労を考えている生徒について、居住地で実習を行う場合があります。

ケ 実習先訪問

進路指導部が、各事業所と訪問の日時を調整します。当日は職員が生徒を引率して実習先を訪問し、仕事の内容やロッカーの場所、用意する物、バス時刻や通勤経路等について確認します。（訪問は【前期】 5 月上旬、【後期】 7 月～8 月に行います）

コ 必要経費

実習開始前に保護者から徴収し、後期実習終了後、精算します。

(ア) 寄宿舍生・・・交通費、昼食費、小遣い

(イ) 通学生・・・交通費（実習場所によって通学定期の使用も可）、昼食費、小遣い

< 3 学年 >

(1) 職業相談

ア 目的

本人の進路希望や適性、保護者の要望や家庭状況などを基に、公共職業安定所の係官と面接し、助言を得て、本人の進路に対する心構えを一層確かなものにするとともに、適切な進路の方向付けを行う。

イ 時期・場所

4 月下旬（5 月上旬の場合もあります）〈出身地管轄の職業安定所〉

ウ 対象

一般就労・A 型事業所・北海道はまなす食品能力開発センター、北海道障害者職業能力開発校等を希望する生徒、保護者（進路指導部も同席します）。

(2) 保護者懇談会

ア 目的

適切な進路選択の方向付けが出来るよう社会生活に必要な力や進路先の選択、卒業生の進路先、卒業後の支援についての情報提供を行う。

イ 内 容

時期	内 容	資 料
4 月	四者懇談会 最終進路希望の確認 職業相談について	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引 個別の教育支援計画
7 月	現場実習について確認 実習先の確認 実習中の注意・心構え	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引 現場実習について
10 月	現場実習の結果について 進路先の確認	進路指導。卒後支援の手引 事業所からの評価内容について
2 月	進路先の確認 卒業後の支援について	保護者懇談資料 進路指導・卒後支援の手引

	障がい基礎年金について 卒業生と父母の会について	実習結果一覧表 卒業生と父母の会の加入について
--	-----------------------------	----------------------------

ウ 四者懇談会

(ア) 目的

本人、保護者、担任、進路担当で進路希望の確認をし、適切な進路選択が出来るように支援するとともに、卒業後の生活などの情報提供を行う。（第3回進路希望調査を基に進路希望を決定します。）

(イ) 必要書類

第3回進路希望調査

(3) 進路相談

生徒と学年進路担当で、進路先の雇用条件を確認したり、卒業に向けて抱えている不安や悩みを聞いたりするとともに、必要に応じて助言を行います。※必要な生徒のみ実施します。

(4) 一般就労

ア 現場実習

(ア) 目的

本校では「自己の能力を伸ばし、心豊かにたくましく生きる人を育てる」という教育目標の実現に向けて、日常の教育活動を進めています。また、卒業後の進路先を決めるに当たり、2年生では、短期間の職場体験実習を、3年生では、長期間の現場実習を実施しています。

3年生の現場実習の目的は、以下の通りです。

- ①事業所の方々に、本人の働く態度、適性、障がいの特性を理解していただき、採用の可能性について判断をしていただく。
- ②事業所環境で、働くことの喜びや厳しさ、周囲の方との望ましい関わり方を理解する。
- ③生徒一人一人の経験領域の拡大を図ることにより、本人の適性や課題を把握し、今後の指導に役立てる。

(イ) 期間

9月の4週間（原則）※事業所の都合で期間の変更もあります。

(ウ) 実習形態

①卒業後の雇用を前提とした実習（前提実習）

A 個人実習を原則とします。

B 自宅通勤を原則としますが、本人の居住地、家庭状況等を考慮し、宿泊型自立訓練施設やグループホーム、会社寮などから通勤する場合もあります。

※グループホーム（体験利用）・ショートステイを利用する場合は、福祉課への手続きが必要となります。また、手続きの際には、「聞き取り調査」や「サービス等利用計画の作成」が必要です。更に、包括型のグループホーム利用の際には「医師の意見書」も必要となります。

※包括型とは、夜間の支援があることを意味します。

※グループホームの体験利用やショートステイを利用すると、経費が軽減される場合があります。宿泊型自立訓練は、実費で支払います。

※グループホームなどを利用するときは、福祉課から発行される「受給者証」が必要です。

②体験実習

前提実習が9月の実習期間から外れたり、実習期間が短かかったりする場合や進学を希望する生徒（生徒の実態や状況による）に対しては、個人実習・グループ実習・校内実習を行い、経験領域を拡大する機会とします。なお、体験実習を行う場合は、自宅か寄宿舍通勤となります。

(エ) 勤務時間と仕事の内容

勤務時間は原則として6時間以上としますが、事業所や本人の都合により、弾力的に取り扱います。残業、休日出勤についてはあらかじめ配慮をお願いする場合がありますが、職場のシフト制を基本とします。仕事の内容については、職場に一任します。

(オ) 実習中の指導

- ①実習先を訪問し、担当者から生徒の様子を聞くとともに、実習日誌の点検を行い、課題解決のために必要な指導を行います。
- ②問題が発生した場合は、本人の課題解決のため、特別巡回指導、登校指導、家庭訪問を行います。
- ③実習途中で事業主や本人の意向に合わない場合は実習先を引き上げ、適切な指導を行います。
- ④生徒によっては、事業所の人たちに生徒の障がいや実態を理解してもらうため、担任が職場に引率して指導に当たることがあります。
- ⑤巡回指導は原則として、1 職場を 2 週間に 1 回の割合で訪問します。
- ⑥巡回指導は担任が行います。ただし、職場の事情を考慮します。
- ⑦グループホームなどの利用者については、帰宅後又は休日に訪問を行い課題を把握します。

(カ) 実習中の事故

独立行政法人日本スポーツ振興センターの事業（保険）の対象となる。事故等（通勤中の事故も含む）があった場合、速やかに学校で災害共済給付等の対処をします。他人に怪我をさせたり、会社の物を壊したりしたときは、インターンシップ保険で対応します。

(キ) 報 酬

生徒の実習に関わる報酬は受け取りません。

(ク) その他

- ①保護者の挨拶は、実習の初日と最終日に行います。（原則として）
- ②保護者の会社訪問は、担任と連絡を取り合い、学校職員と一緒に訪問します。

(ケ) 再実習

- ①再実習の方法については、「現場実習」に準ずるものとします。
- ②再実習者については、担任・進路部会で話し合い、学年部会に諮り、職員会議で決める。
- ③再実習の実施期間については、教育課程に配慮して設定します。

イ 職場の開拓

職場開拓を行うに当たっては、札幌公共職業安定所との間で、職業安定法第 27 条の規定に基づき、職業紹介業務取扱い担当者の届け出をして、相互の協力、役割を確認し、その後の具体的な業務については札幌東公共職業安定所と連携を取りながら進めます。

(ア) 開拓の時期

他の特別支援学校と連携を取りながら、職業相談を経て実習先を開拓します。

(イ) 留意事項

①事前準備

- A 本人、保護者、担任の意向を確かめ、生徒の適性や家庭状況を把握します。
- B 開拓予定の事業所における本校の卒業生や障がい者雇用の実績を調べます。
- C 生徒の居住地から事業所までの交通の便を考慮します（原則 1 時間以内）。

②訪問時の留意点

- A 本校の教育課程及び卒業生の実態について説明し、生徒本人についても十分説明します。
- B 「現場実習実施要項」を説明し、「前提実習」であることを確認します。
- C 通年の雇用であることを確認します。
- D 勤務条件や生徒の能力・適性に合った仕事かどうかを確認します。
（仕事内容・勤務時間・休日・男女比・社会保険の加入・障がい者雇用人数など）
- E 1 日 6 時間以上の勤務を原則とします。

③その他

- A 他の特別支援学校との競合を避け、進路協での確認事項に留意します。
- B 1 職場 1 人を原則とするが、事業主の強い意向がある場合は、複数での実習もあり得ます。また、すでに本校卒業生が就職している場合は、能力や適性を考慮し職場の理解

を得た上で開拓します。

C 2年生の実習と3年生の実習が重なるときは、働く場所、条件を考慮し、3年生が不利にならないようにします。

D 他校の卒業生が就職又は実習している場合、当該校との連絡を密にし、また、事業主の意向も考慮して開拓します。

E 実習先の決定

実習先の決定については本人、保護者と確認した上で、学年部会、進路委員会で検討し、職員会議で決定します。

ウ 実習先での面接

原則として保護者が生徒を引率し、担任が同席します。新職場・新任者については進路指導部が同行します。

エ 就職先の決定

(ア) 事業所との話し合い（つめ）

①評価表を基に、本人・保護者・担任の意思を確認した上で、卒業後の雇用について進路指導部が事業主と協議します。

②内定が得られた場合は、利用する雇用援護制度についても確認します。

(イ) 求人票の依頼

卒業後の雇用が明確になった時点で、12月中に職安へ求人票を提出してもらうよう事業所に依頼します。なお、事業所によっては、採用内定通知書を依頼します。

(ウ) 出社通知書（一般就労、A型）の発行

事業所が求人票を提出した後、出社通知書を1月中に送付し、2月中に発行してもらいます。

(5) 福祉サービス事業所利用希望者の実習（福祉的就労）

ア 開拓と時期

福祉サービス事業所の開拓は、3学年4月の四者懇談において、進路先の希望が明確な生徒から行います。

イ 留意事項

(ア) 事前準備

①本人、保護者、担任の意向を確かめ、生徒の適性や家庭状況を把握します。

②生徒の居住地から職場までの交通の便を考慮します（原則1時間以内）。

(イ) 開拓時の留意点

①本人の能力・適性等を説明するとともに、福祉サービス事業所を利用する目的も説明します。

②「現場実習実施要項」を説明し、卒業後の利用を前提とする実習であることを確認します。

③福祉サービス事業所の概要を押さえ、現場を確認し、生徒の能力・適性に合った仕事を考えます。（活動内容・活動時間・休日・利用者数・男女の比・工賃など）

④活動時間は午前・午後に渡ることを原則とします。ただし、生徒の実態によっては半日の活動も考慮します。

ウ その他

(ア) 同じ福祉サービス事業所に複数の希望者が出た場合でも、本人・保護者の希望を尊重して実習をお願いします。

(イ) 実習期間中は、1ヵ所の福祉サービス事業所で実習をします。

(ウ) 福祉サービス事業所は第1希望から順番に開拓します。（第1希望が不可なら第2希望へ）

(エ) 実習先の決定

実習先の決定については本人・保護者と確認した上で、学年部会、進路委員会で検討し、職員会議で決定します。

エ 実習先での面接

実習が始まる前（6月末～7月末）に、福祉サービス事業所との事前面接を行います。原則

として保護者が引率し、担任が同席します。新事業所については進路指導部も同行します。

オ 現場実習

(ア) 目的

- ①福祉サービス事業所での就労を実際に体験し、指導や訓練を受けることを通して、生徒の適性や課題を明らかにする。
- ②卒業後の生活に関心を持たせ、社会参加が円滑に行えるようにする。
- ③本人・保護者の希望に添った福祉サービス事業所か否かを判断するとともに、福祉サービス事業所に利用の可否を判断していただく。

(イ) 期間

9月の4週間（原則） ※他校と実習期間が重なる場合は、期間を短縮したり、時期がずれたりすることがあります。

(ウ) 実習形態

- ①卒業後の利用を前提とした実習（前提実習）
- ②個人実習が望ましいですが、希望者数により複数での実習もあり得ます。
- ③自宅通所の希望が多いですが、本人の居住地や家庭状況等を考慮し、宿泊型自立訓練の事業所やグループホーム、ショートステイの事業所などから通所する場合があります。
※グループホームなどを利用する場合の福祉課への手続きなどは、一般就労希望者の場合と同じです。

(エ) 体験実習

9月の実習期間が外れた生徒や実習期間が短い生徒、進学を希望する生徒に対し（生徒の実態に応じて）個人実習・グループ実習・校内実習を行います。体験実習を行う場合は、自宅又は寄宿舍から通います。

(オ) 活動時間と内容

活動時間や休日は（本人に）特別な事情がない限り、福祉サービス事業所に一任します。飲食系の福祉サービス事業所は土曜出勤・月曜休日もあります。活動内容は本人の希望を優先しますが、福祉サービス事業所の配慮で複数の活動を経験する場合があります。

(カ) 実習中の指導

- ①実習先を訪問し、担当者から生徒の様子を聞くとともに、実習帳の点検を行い、課題解決のために必要な指導を行います。
- ②問題が発生した場合は、本人の課題解決のため、特別巡回指導、登校指導、家庭訪問を行います。
- ③途中で福祉サービス事業所や本人の意向が合わない場合は実習を終了し、適切な指導を行います。
- ④福祉サービス事業所の強い要望がない限り、引率は行いません。
- ⑤巡回指導は原則として、1事業所を2週間に1回の割合で訪問します。
- ⑥巡回指導は、担任が行います。
- ⑦グループホームなどの利用者についても、巡回指導を行い課題を把握します。

(キ) 実習中の事故

独立行政法人日本スポーツ振興センターの事業（保険）の対象となります。以下、一般就労希望者と同じです。

(ク) 工 賃

実習に関わる工賃はありません。

(ケ) その他

- ①保護者の挨拶は、実習の初日と最終日に行います。（原則として）
- ②保護者の事業所訪問は、担任と連絡を取り合い、学校職員と一緒に訪問します。

(コ) 再実習

- ①再実習の方法については、「現場実習」に準ずるものとします。
- ②再実習者については、担任・進路部会で話し合い、学年部会に諮り、職員会議で決めます。
- ③再実習の実施期間については、教育課程に配慮して設定します。

カ 利用先の決定

- (ア) 実習後の保護者懇談会において、実習の結果、本人・保護者の意向等を確認し、進路希望先を決定します。
- (イ) 進路指導部は、保護者懇談会の結果に基づき、卒業後の利用の内諾を得るように努めます。
- (ウ) 進路先の決定に当たっては、実施機関（福祉課等）との連絡を密にして協力しながら行います。
- (エ) 卒業後の利用が見込めない場合又は、本人・保護者の意向が変わった場合等は、できる限り速やかに次の希望先を決定し、必要に応じて再実習を検討します。
- (オ) 卒業後の利用の内諾を得た場合、保護者に福祉課への利用申請をお願いします（11 月）。申請方法は進路指導部から提示します。
- (カ) 事業所（A型を除く）が利用を内諾した後、利用開始確認書を1月中に送付し、2月中に発行してもらいます。